

駒ヶ根文化サークル協会 加盟団体規程

第1条 この規程は本会会則(以下「会則」という。) 第5条第2項の規定により、加盟団体に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 会則第5条第2項に定める加盟団体は次の基準を具備し、それぞれ生涯学習及び文化活動等を推進するための適当な組織をもった文化団体とし、本会理事会において承認された文化団体とする。

- (1) 学術、文化の向上を目的とする団体であること。
- (2) 定期的、継続的、発展的な学習または活動が行われていること。
- (3) 発表会・展覧会・ボランティア等の社会参加が行われるように配慮されていること。
- (4) 各団体の会員は5人以上とし、誰でも加入できる団体であり、概ね半数以上が駒ヶ根市に住所を有すること。
- (5) 規則又は会則があり、団体の意志を表明する代表者が明確であること。
- (6) 団体の実績が客観的に認められるものであること。
- (7) 定期的な活動における講師への謝礼は、1回5,000円以内を基準とすること。
- (8) 政治的又は宗教的活動を目的とする団体でないこと。
- (9) 営業又は営利を目的とする団体ではないこと。
- (10) 本会の事業活動に協力いただけること。

第3条 加盟する団体は次の書類を提出しなければならない。なお、新規加盟を希望する団体は申請時に、継続加盟をする団体は毎年度提出するものとする。

- (1) 加盟申請書
- (2) 会則または規約
- (3) 会員名簿(役名、氏名、住所、電話)
- (4) 前年度事業報告及び決算書
- (5) 当該年度事業計画及び収支予算書

第4条 加盟の承認を得たときは、直ちに会費を本会に納付するものとする。

第5条 本協会を脱退しようとする団体は、その理由を付して会長に脱退届を提出しなければならない。

2 会長は、加盟団体が本会の加盟団体として適当でないことを認めるときは、理事会の承認を得て、これを取消することができる。

附 則

この規程は令和3年4月1日から施行する。